

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

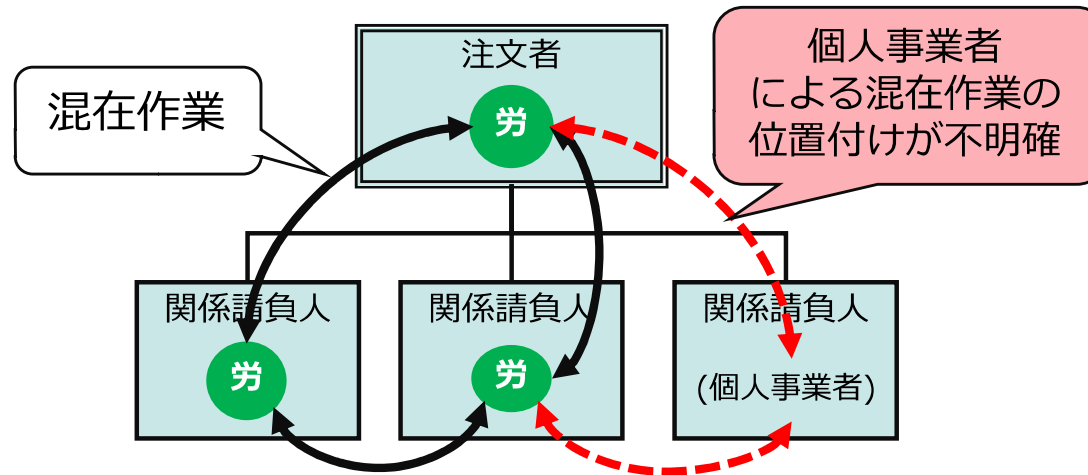
- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
- ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
 - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
 - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
 - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
- （注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
 - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
 - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たった課題となっている。

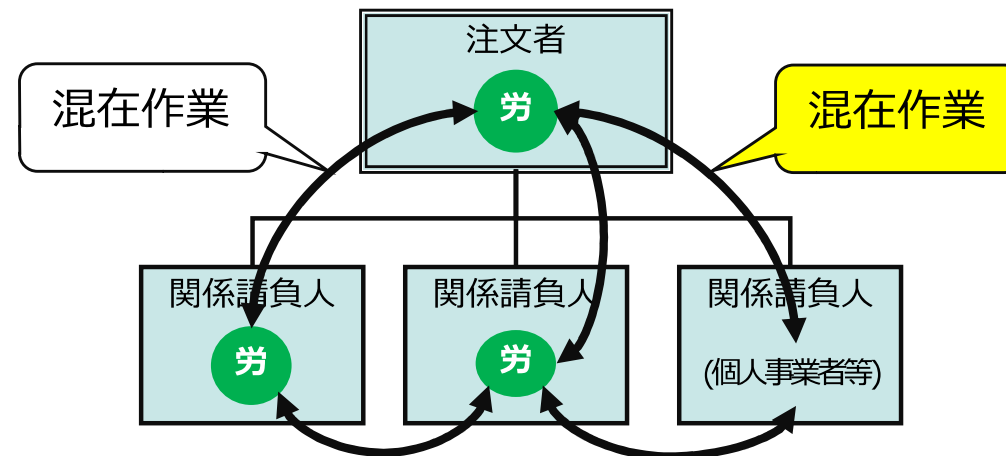
(参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»

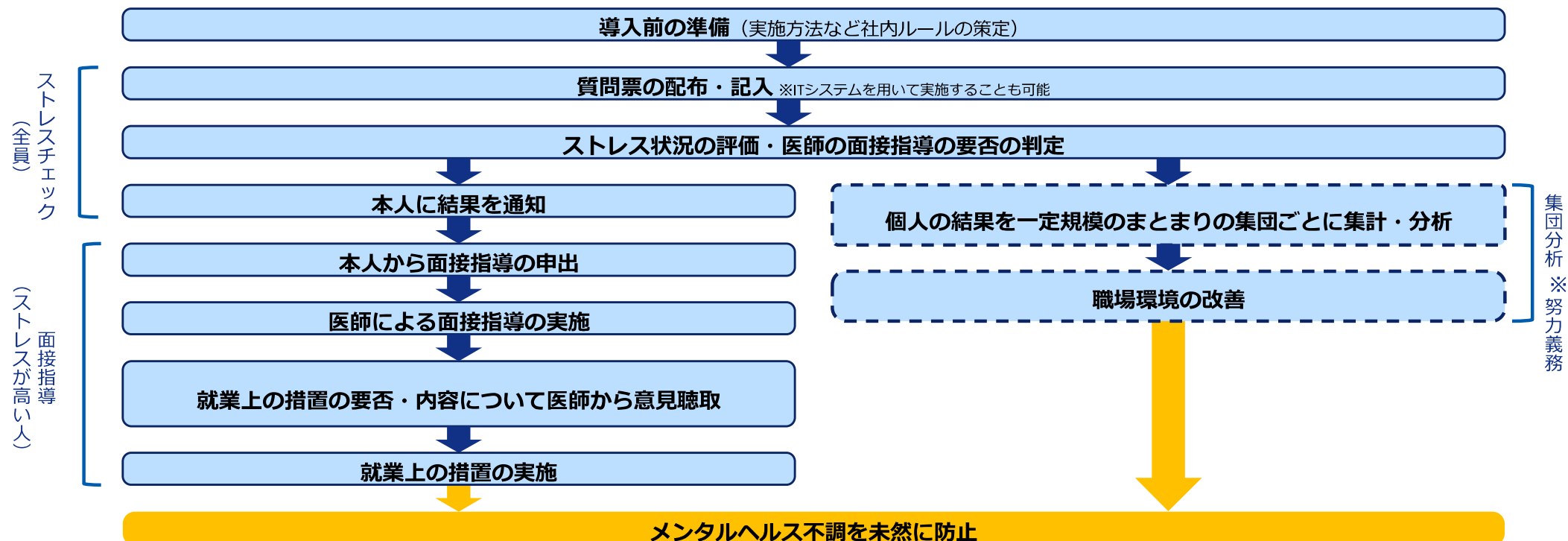


2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

(ストレスチェック制度の流れ)



改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化する。

※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

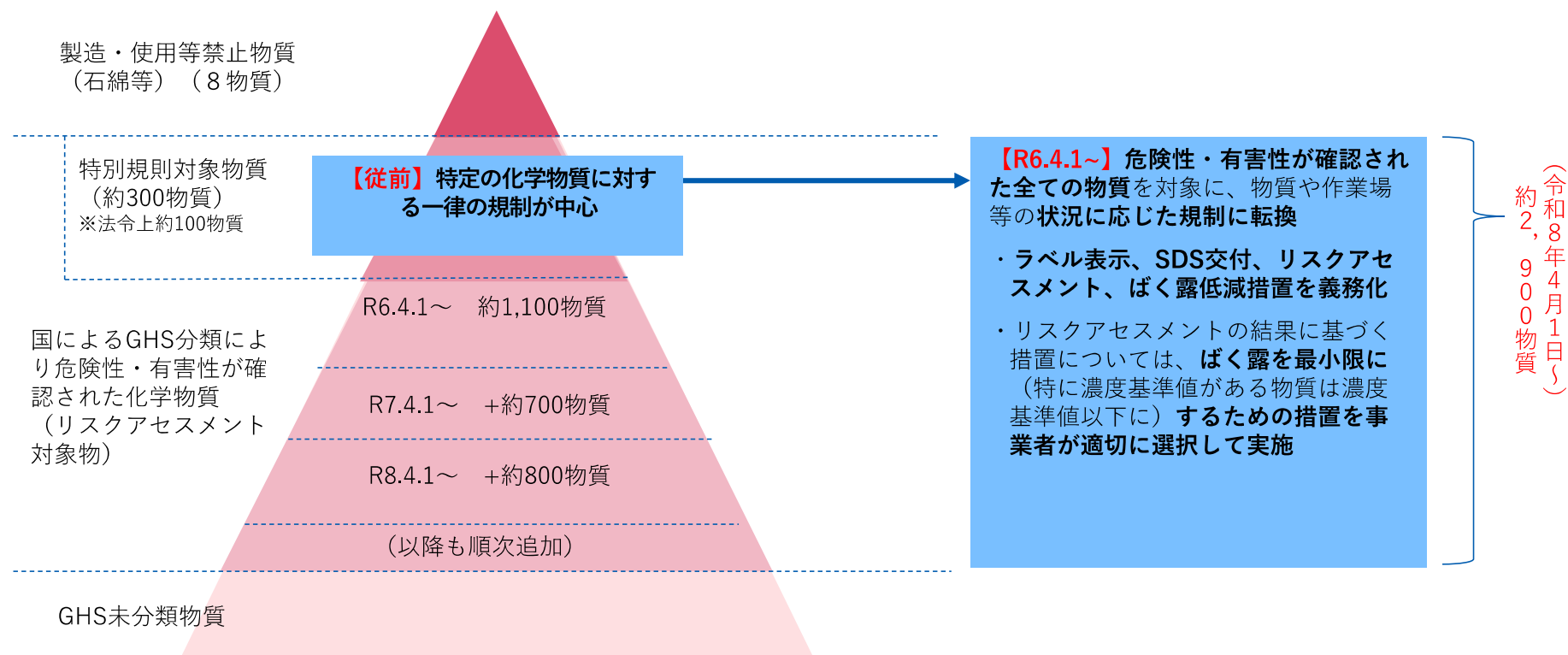
- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日とする）。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

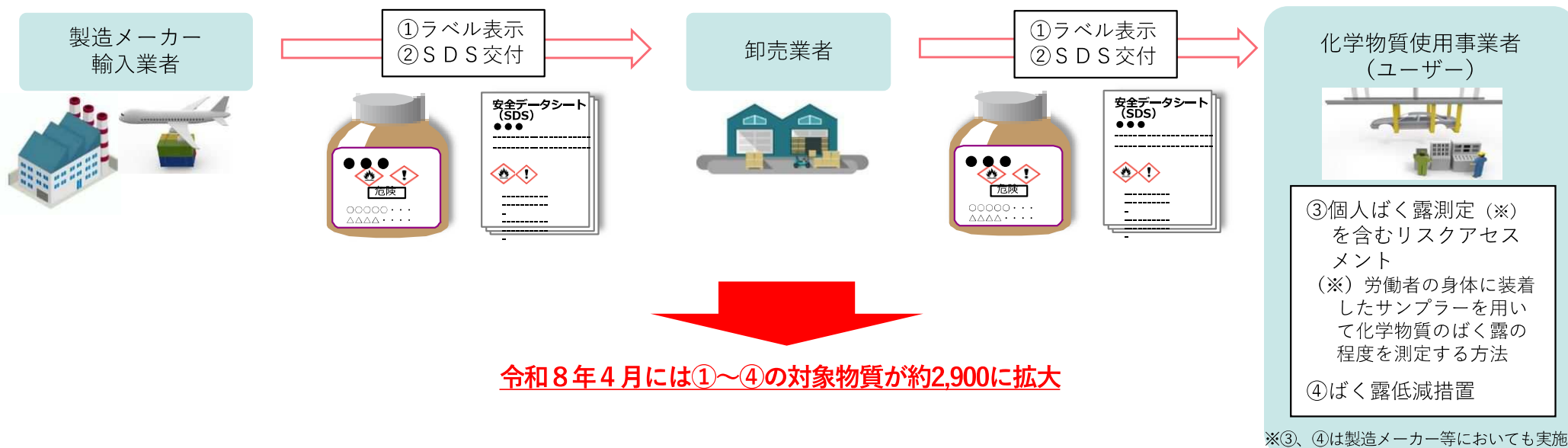
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
 - これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。
- （※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

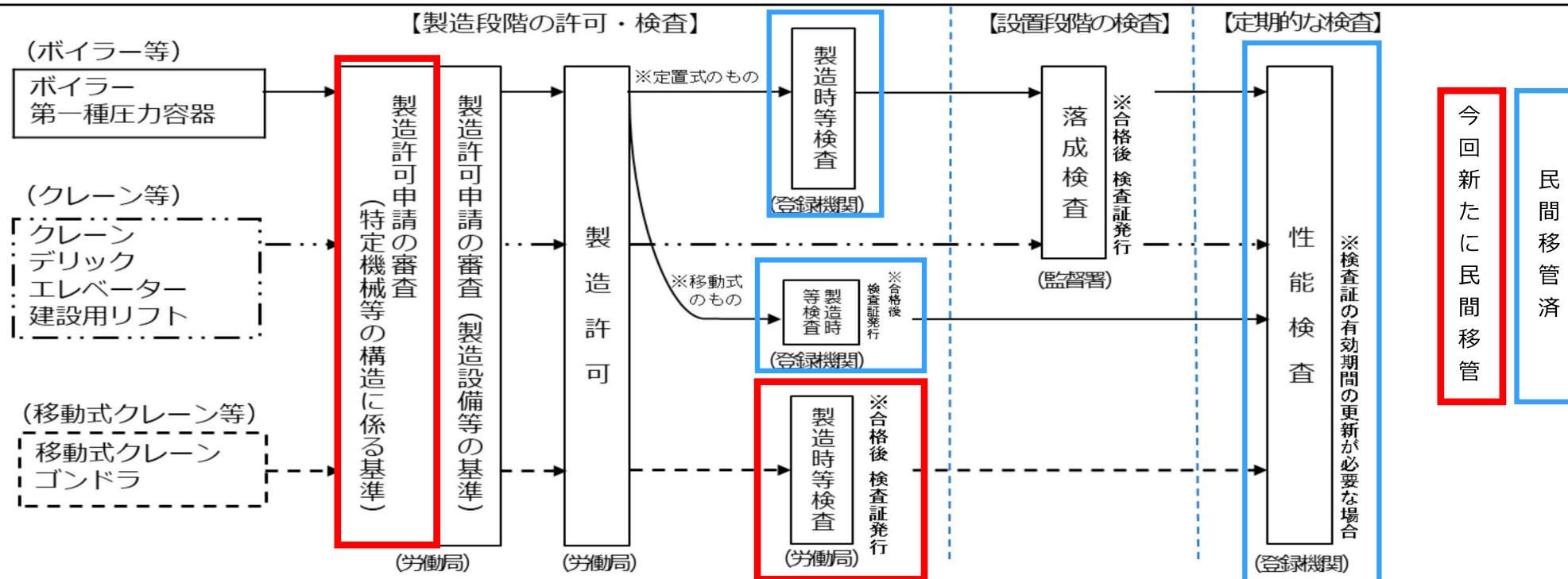
4. 機械等による労働災害の防止の促進等

背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

改正内容

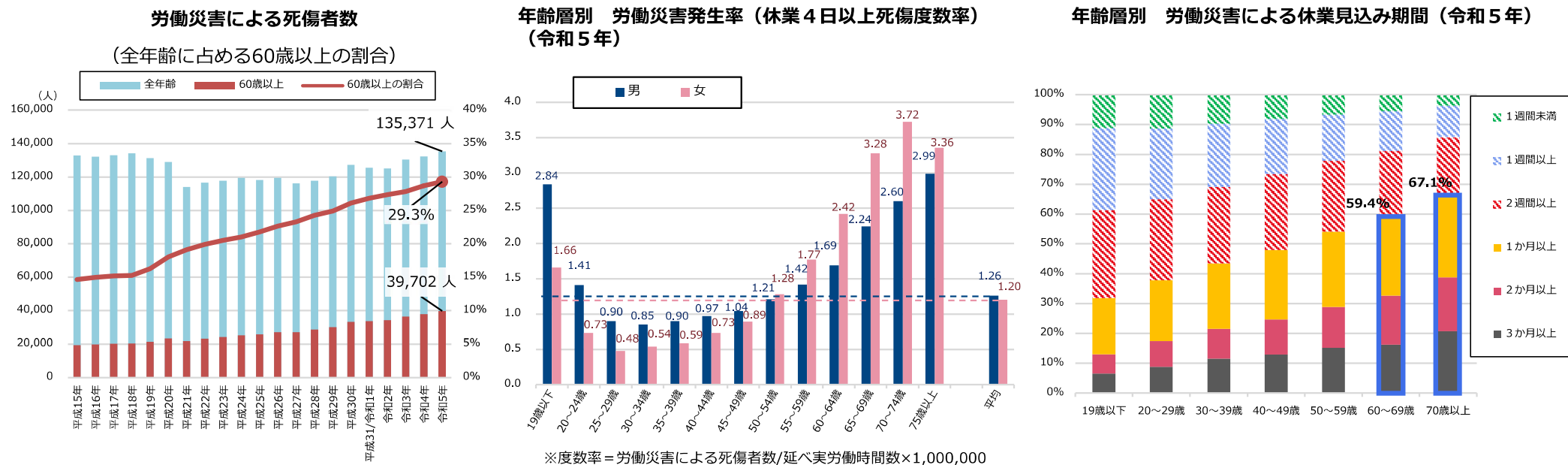
- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



5. 高齢者の労働災害防止の推進

背景

- 休業4日以上死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。



改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
 - 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。
- （※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

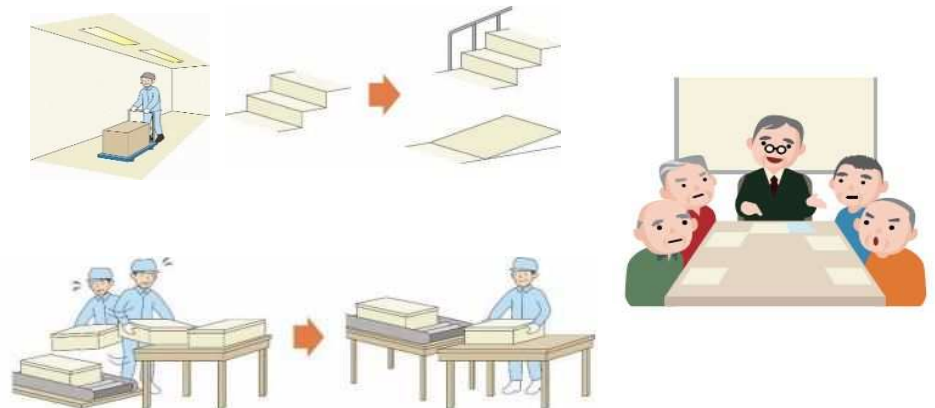
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



政令第四十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十五条第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第十五条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

附則第五条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

- 一 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）附則第三条
- 二 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）附則第三条
- 三 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）附則第二項
- 四 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）附則第二条
- 五 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）附則第二項

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第三十二条第三項の項の次に次のように加える。

第三十二条第四項	第三十条の四第一項	第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
----------	-----------	---

第六条第一項の表第三十二条第六項及び第七項の項中「第三十二条第六項及び第七項」を「第三十二条第七項及び第八項」に改め、「第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項」の下に「、第三十条の四第一項」を、「含む。」、第三十条の三第一項若しくは第四項の下に「（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」、第三十条の四第一項を加え、同表第四十五条第二項の項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「同項」を「前二項」に、「前項」を「第一項」に改め、同表第二百二十条第一号の項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「、同条第二項」を「若しくは第二項、同条第三項」に改め、同条第二項の表第三十六条の項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

附 則

この政令は、令和九年四月一日から施行する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令 新旧対照条文
目次

○	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）（抄）（第二条関係）	2
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）（抄）（第二条関係）	3
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）（抄）（第二条関係）	4
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）	5
○	労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）（抄）（第二条関係）	6
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）	7

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略） 2（略） 3 法第四十二条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一、三十四（略） 4・5（略） （定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条（略） 2 法第四十五条第三項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。 附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第五条 次に掲げる機械等については、法第四十二条第一項の規定は、適用しない。 一・二（略）	（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略） 2（略） 3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一、三十四（略） 4・5（略） （定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条（略） 2 法第四十五条第二項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。 附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第五条 次に掲げる機械等については、法第四十二条の規定は、適用しない。 一・二（略）

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条第一項の規定は、適用しない。 一・二 （略）	附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。 一・二 （略）

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置） 第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）<u>第四十二条第一項の規定は、適用しない。</u>	附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置） 第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）<u>第四十二条の規定は、適用しない。</u>

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 2 改正後の第十三条第二十二号から第二十二号の四までに掲げる機械等（型わく支保工用のパイプサポートを除く。）で、昭和五十七年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条第一項の規定は、適用しない。	附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 2 改正後の第十三条第二十二号から第二十二号の四までに掲げる機械等（型わく支保工用のパイプサポートを除く。）で、昭和五十七年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十三条第二十一号に掲げる機械等（改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。）並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条第一項の規定は、適用しない。	附 則 （厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十三条第二十一号に掲げる機械等（改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。）並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。

○ 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）（抄）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 2 （譲渡等の制限等に関する経過措置） 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条第一項の規定は、適用しない。	附 則 2 （譲渡等の制限等に関する経過措置） 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等） 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。） に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。				（労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等） 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。） に關し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	（略）	（略）	読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	（略）	（略）
第三十二条第三項	（略）	（略）	（略）	第三十二条第三項	（略）	（略）	（略）
第三十二条第四項	第三十条の四第一項	第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十二条第三項（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
第三十二条第七項及び第八項	同項	第三十条の四第一項	第三十条の四第一項	第三十二条第六項及び第七項	（新設）	（新設）	（新設）

2				2			
前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第一項	第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）、第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）	（略）	（略）
第三十六條	（略）	第三十一条第一項、第三十条の二、第三十二条第一項から第六項まで、第三十	第三十一条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十一条の二（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場	（略）	（略）	（略）	（略）

2				2			
前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読替えに係る労働安全衛生法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二項	第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される前項）	（略）	（略）
第三十六條	（略）	第三十一条第一項、第三十条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十	第三十一条第一項（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。）、第三十一条の二（労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場	（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第百一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和四十七年労働省告示第七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
労働安全衛生法第四十二条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 (表略)	労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 (表略)